

北海道東北地方知事会の 提言等について

平成26年7月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

目 次

【定期提言】

1. 地方の財源確保について1
2. 農林水産業の施策に係る充実・強化について4
3. 地域の雇用支援施策の充実について8
4. 整備新幹線の建設促進について9
5. 並行在来線への支援措置について10
6. 地方における安定的かつ確実な道路整備の実施について12
7. 地方航空路線の維持・拡充について13
8. 除雪事業の体制強化について14
9. 次世代自動車の普及促進に向けた充電インフラ整備等の推進について16
10. 社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設について.....17
11. 地域医療の確保について18
12. 総合的な少子化対策の推進について21
13. 高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について22
14. 再生可能エネルギー熱を活用した融雪設備等への財政支援について23
15. 北方領土問題の早期解決について24
16. 拉致問題の早期解決について25

【東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言】

前 文	27
1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立	28
2. 被災者の生活再建に向けた支援	33
3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の 再建・経営支援及び雇用の確保	36
4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興	41
5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保	44
6. 原子力災害による避難者への支援と風評被害対策、損害賠償、 地域の再生	48
7. 大震災を踏まえた防災体制の強化	52
8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と 公共インフラの整備	57
9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現	59
10. 再生可能エネルギーの導入促進	62

【緊急要望】

農業改革についての緊急要望 (H26. 6. 5 実施)	65
------------------------------	----

定 期 提 言

地方の財源確保について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っており、平成26年度の地方財政計画では、前年度を一定程度上回る一般財源総額が確保されたものの、臨時財政対策債は依然として高水準のまま常態化しており、地方公共団体は借金を前提とした財政運営を余儀なくされ、さらなる財政構造の硬直化が懸念されています。

多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み、懸命の努力を続けてきましたが、歳出削減努力はもはや限界にあります。

地方公共団体が今後も一層の行財政改革等の取組により収支均衡を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や偏在性の小さい安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税5税の法定率を引き上げて対処すること。

地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることや、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するた

めに設けられたことを踏まえ、地方が責任をもって地域の活性化の取組を実施するための財政措置は継続し、単に国の歳出削減の目的で一方向的に地方交付税を減額することは行わないこと。

なお、上記法定率の引上げが行われない場合は、別枠加算等により、可能な限り臨時財政対策債の縮減を図ること。

(2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

なお、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえ、新たな地方税体系が構築されるまでの間は維持すること。

2. 社会保障改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持し、制度改革に伴う新たな地方負担が生じる場合には、地方の意見を十分に考慮し、地方への一方向的な財政負担や事務負担が生じないように十分に配慮すること。

また、引上げ後の消費税収の配分を巡る国と地方の協議を踏まえ、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、地方単独事業の実施に必要な財源を確実に確保・措置すること。

さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加はもとより、消費税率引上げに伴う社会保障の充実・強化に関連した地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実な財源措置を講じること。

3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて期間の延長や基金の積み増しを行うこと。また、地域の

実情に応じて柔軟な対応が可能となるよう、要件の緩和を行うこと。

さらに、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講ずること。

4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改革、地方公務員給与のあり方等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないように配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重するとともに、国・地方を通じた中長期的な行財政改革を前提とし、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

農林水産業の施策に係る充実・強化について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

しかし、農業分野において、経営所得安定対策等は、農業所得の確保及び農業経営の安定に一定程度寄与しているものの、地域の裁量が十分に発揮できないことに加え、将来にわたって安定した財源が確保されていないなどの課題があります。

また、米の需給調整については、依然として過剰作付の解消には至っていない状況にあつて、米政策の見直しにより、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を行うことにより、行政による配分に頼らない状況を早期に実現していくこととされましたが、生産者、集荷業者等が行う取組の内容やその工程などが示されていません。

このような中、農業経営基盤強化促進法に基づき支援対象とされてきた認定農業者や、「人・農地プラン」において中心経営体として位置づけられた担い手は、地域農業の牽引役として期待されており、更なる経営規模の拡大や経営の多角化等に早急に取り組む必要が生じています。

また、林業分野においては、採算性の悪化などにより、間伐等の施業が十分に実施されない森林が多く、このままでは、水源かん養や国土保全、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能の発揮に影響を及ぼすことが懸念されています。

このような中、林業・木材産業の振興を図り、森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、間伐等の森林整備を促進するとともに、木材の生産・加工・流通体制の整備や公共建築物への利活用等を進める必要があります。

更に、水産業分野においては、魚価の低迷や燃油高騰などによる生産コストの増加に加え、海洋環境の変化や野生鳥獣に起因するとみられる漁獲数量・金額の減少などにより、漁業経営は一段と厳しさを増しており、水産物の安定供給に支障をきたす事態が懸念されていることから、漁業経営の維持と水産資源の回復に向けた対策が必要となっています。

こうしたことから、次のことについて提言します。

1. 地域農業の担い手に対する支援等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策等については、主食用米から非主食用米等への生産がより一層誘導される仕組みを構築するとともに、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上への取組や、畑地で生産される作物を含めた地域振興作物の生産を促進できるよう産地交付金の助成単価の上限を引き上げるなど、より地域の裁量が発揮できる制度に改善した上で、安定した財源を確保するとともに、法制化による恒久的な制度とすること。
- (2) 見直し後の米政策では、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を行うこととされていることから、生産者、集荷業者等が行う取組の内容やその工程について、実効性のある需給調整の仕組みづくりに向けた国の一定の関与を前提とした具体的で有効な内容を早期に提示すること。
- (3) 平成27年産米の都道府県別生産数量目標の配分等に当たっては、需要実績を基本に、米の安定生産に支障が生じないようにするため、大幅な変動がないよう配慮するとともに、東日本大震災の被災県が不利とされない算定方法とすること。
- (4) ミニマムアクセス米及び政府備蓄米については、主食用米の国内需給に影響を与えない対策を講ずること。
- (5) 米粉の需要が拡大されるよう業界団体へ要請するとともに、米粉利用を加速させるための措置を講じること。
- (6) 「人・農地プラン」・「経営再開マスタープラン」で地域の中心経営体に位置づけられた認定農業者や新規就農者等は、更なる経営規模の拡大や経営の多角化等に早急に取り組む必要があることから、予算の拡充により、当該農業者を対象とした機械・施設等の整備に向けた支援策を充実・強化すること。
- (7) 新規就農者を対象とする青年就農給付金の給付や青年等就農資金の貸付に必要な予算を安定的に確保するなど、新規就農者の確保と定着に向けた

支援策を充実・強化すること。

(8) 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすもので、食料その他の農産物の供給と一体的な極めて重要な機能であることから、法律に基づく日本型直接支払の実施に当たっては、事務経費を含め、基本的に国庫負担により予算措置すること。

(9) 中山間地域等において、6次産業化の取組を通じてより多くの後継者を確保するなどの多様な担い手の経営努力に対し、地域の裁量を生かせる新たな支援策を講ずること。

また、過疎化・高齢化が進行している中山間地域においては、後継者が確保されるよう、多面的機能の発揮という観点に加え、社会政策的観点も含め、十分な所得を確保するための新たな支援制度を構築すること。

(10) 農地中間管理事業の推進に当たっては、農地に関する専門的な知識を持った人材が必要であることから、人材確保に要する経費を国庫補助対象とし、人材育成の研修を国が開催すること。

また、担い手への農地集積を促進するためには、中山間地域等の条件不利地における農地の取扱いや農地の受け手の負担軽減が課題となっていることから、受け手となる担い手への支援措置を講ずること。

更に、農地中間管理事業については、地方の厳しい財政状況に鑑み、地方負担が生じないようにするとともに、地方の裁量が発揮できる柔軟な仕組みとすること。

加えて、平成26年度から新たに実施される機構集積協力金については、都道府県の要望額に対し確実に対応すること。

(11) 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業は、果樹産地を維持する上で極めて重要な事業であることから、平成27年度以降も継続するとともに、果樹経営支援対策事業について、突発的な事由による廃園など本事業を利用できなかった前年度の廃園面積も「条件付き新植」の対象面積として次年度に繰入れできるようにすること。

また、醸造用ぶどうの植栽に必要な不可欠な垣根（ぶどう棚）を補助対象とすること。

2. 林業振興に向けた総合的な施策の拡充・強化

木材の生産・加工・流通体制の整備と公共建築物への利活用等を促進するため、平成 26 年度で終了する「森林整備加速化・林業再生事業」の延長・拡充、又は同様の事業が実施できる支援制度の創設など、地域の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能な川上から川下までの総合的な施策の拡充・強化を図ること。

3. 漁業経営の維持と水産資源の回復に向けた対策の実施

漁業経営の維持・安定化に向けて、省エネルギー化（燃油節減対策等）を積極的に推進するとともに、資源管理・漁業経営安定対策の拡充強化を図ること。

また、近年、著しい減少が見られるサケ資源など、広域的に回遊・利用される漁業資源の変動要因を解明するとともに、栽培漁業など資源造成の拡充や適切な資源管理等による資源の回復に向けた対策を講ずること。

さらに、トドやオットセイ、アザラシ類等の海獣やカワウなどの野生鳥獣が捕食する水産資源への影響について解明し、野生鳥獣による漁業被害に係る総合的な被害防止対策の実現と新たな補償制度の創設等により、漁業経営の維持・安定化を図ること。

地域の雇用支援施策の充実について

長きに渡るデフレ、リーマン・ショックやその後の円高等により、地域産業の雇用の受け皿としての機能は弱い状態が続いていましたが、平成21年度を底として有効求人倍率の漸増傾向が続き、雇用情勢は回復基調にあります。

しかし、東日本大震災の影響については、依然として多くの被災者が県外での避難生活を余儀なくされているなど、復興は未だその途上にあります。

国の成長戦略の効果が未だ地域経済に十分浸透していない状況にある中、雇用の改善傾向の腰折れを防ぎつつ、デフレ脱却や地域経済再生の取組を加速化させるためには、復興支援や地域産業の振興と一体となった強力な雇用支援が引き続き必要であると考えられます。

これら、継続性と一貫性を持った支援の実施により、長期にわたる避難生活を余儀なくされている震災避難者の生活が安定するとともに、地域経済の再生、ひいては日本経済の成長が図られるものと思われまます。

雇用は地域活性化のための重要な基盤であることに鑑み、引き続き緊急的かつ総合的な雇用対策を強力に継続実施されるよう、次のとおり提言します。

1. 東日本大震災の被災地における生活の安定に資するための雇用基金事業（震災等緊急雇用対応事業及び事業復興型雇用創出事業）の継続実施と、そのための基金財源の追加交付を行うこと
2. 女性や若者、高年齢者、震災避難者等が地域において遺憾なく能力を発揮できるよう、また賃金など処遇の改善の促進により景気の好循環が地域に広く及ぶよう、雇用基金事業（地域人づくり事業）の継続実施と、そのための基金財源の追加交付を行うこと
3. 長期的雇用の視点に立ち、安定雇用の創出につながるよう、地域経済再生や成長産業の振興に資する、産業振興と一体となった総合的雇用対策を広く推進すること

整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地域が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、東日本大震災からの復興や持続可能である国土・地域の形成が最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的に繋がりの深い東北地域との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館北斗間の一日も早い開業と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 工期短縮の実現に向けた幅広い観点からの建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減を図ること。
- (3) 青函共用走行区間における時間帯区分案による高速走行の着実な実現と更なる増便及び抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を図ること。

2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

並行在来線への支援措置について

整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足として極めて重要な役割を担っています。

また、並行在来線は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っています。

こうした中、平成 23 年度には貨物調整金制度の拡充がなされ、貨物列車の施設使用や走行実態に見合った線路使用料が実現し、また、平成 25 年度には、J R 譲渡資産購入経費等の初期投資に係る地方負担に対する交付税措置が創設されるなど、国による地方負担の軽減方策が制度化されたところです。

しかしながら、現在既の開業している並行在来線は、そもそも収益性の低い区間であるがゆえに、制度改善があつてなお、そのほとんどは極めて厳しい経営状況にあります。加えて、平成 27 年度末の北海道新幹線開業を控え、J R 各社では、並行在来線会社の経営維持にとって大変重要な寝台特急列車の存廃について検討されているとのことであり、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の並行在来線の維持存続が強く危惧されております。

同様に、今後開業予定の並行在来線についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境に置かれることが想定されています。

これらの状況や課題を踏まえ、並行在来線が J R 各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的に経営を維持するため、既存制度の更なる拡充や新たな支援の仕組みが構築されるよう、次の措置を早急に講ずることを提言します。

1. 並行在来線の赤字解消分も含まれている J R 貸付料の活用など、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、新たな仕組みを早急に講ずること。
2. 経営維持のための地方負担に係る助成措置を講ずること。（運営費助成・交付税措置）

3. 鉄道資産取得の初期投資及び施設更新費用について、地方負担への交付税措置の拡充及び鉄道事業者への補助制度の創設・拡充をすること。
4. J R から譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R 三島特例並みの創設）を講ずること。
5. 並行在来線と J R 路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、J R に対しても乗継割引制度の導入を指導すること。
6. 北海道と本州間の観光客をはじめとする広域利用者の交通利便性の維持及び並行在来線会社の経営維持のため、J R に対して、寝台特急列車の運行本数の維持を強く働きかけること。

地方における安定的かつ確実な道路整備の実施について

これまで、道路等の社会資本整備は大都市部から順次実施されてきた経緯があり、地方においては、高規格幹線道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備が未だ十分でない状況です。

一方、国においては、平成24年度補正予算から、防災・安全交付金を創設し、既存の道路ストックの老朽化対策や通学路の交通安全対策などに予算の重点配分がなされてきているところです。

これらの対策が重要であることは論を俟たないところですが、大規模災害時に備えた代替性確保のための幹線道路ネットワークの整備も国土強靱化推進の観点から一層重要となっています。

このことから、既存道路ストックの老朽化対策のみならず、道路整備が遅れている地方の実情も十分踏まえ、高規格幹線道路を始めとする幹線道路の整備予算についても、重点化するよう提言いたします。

1. 未だ、道路整備が不十分である北海道・東北地域では、幹線道路ネットワークの整備こそが、国土強靱化の理念としている「人命の保護」や「迅速な復旧復興」等に重要な役割を担うことから、高規格幹線道路を始めとする幹線道路のミッシングリンクを解消し、代替性の確保等に要する予算を重点的に配分すること。

地方航空路線の維持・拡充について

国は、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新国際線地区の拡充など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

一方、地方航空路線を取り巻く状況は、路線の見直しや使用機材の小型化が進められるなど厳しさを増しています。

地方航空路線は、観光振興を始め、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着しているほか、地域経済の活性化や国際化を図る上で不可欠な存在であります。

特に、東日本大震災においては、鉄道や高速道路等が使用できなくなった際の代替交通機関として、さらには、国内外からの支援要員や物資の輸送拠点として十分な機能を発揮し、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

そのため、地方において利用拡大に向けた様々な対策を実施しておりますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持対策が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持し地域振興を図っていくため、次のことを提言します。

1. 航空会社が路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設けること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講ずること。

2. 空港整備勘定について、十分な除雪体制や消防力の確保等、航空機の定時性や安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。

除雪事業の体制強化について

北海道・東北地方は、道県土の大部分を積雪寒冷特別地域が占めており、雪への対応のため生活全般にわたり様々なハンディキャップを抱えている中、地域住民が安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

特に、ここ数年にかけては、北海道・東北地方の広範囲にわたって記録的な豪雪となり、高速道路や幹線道路等の通行止めにより多くの車両が立ち往生するなど、住民生活に大きな影響を与える事態が発生しました。

一方、道路除雪費については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により、国の補助割合が規定されておりますが、近年、国費が十分に補助されない状況が続き、地方自治体の厳しい財政運営の中、単独費の持ち出しが非常に大きな負担となっております。

また、除雪事業は、多くが民間事業者への委託により実施されておりますが、近年の建設業界を取り巻く厳しい環境の下で、民間事業者の経営体力が低下してきており、除雪オペレーターの雇用継続や機械の保有及び更新が過大な負担となっております。

さらに、除雪オペレーターの高齢化等による担い手不足も顕在化していることから、除雪事業からの撤退を余儀なくされる民間事業者も出てきています。

加えて、民間保有の除雪機械が年々減少していることから、道県の保有機械増強は、財政上大きな負担となっております。

これらの状況を踏まえ、豪雪地帯における持続可能な除雪体制を確保するために、次のとおり提言します。

1. 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を遵守し、道県の道路除雪費に対し、国に課せられている補助額を確保するとともに、寒冷地域の除雪についても、積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画に位置付け、積雪の程度に応じて必要な費用補助を行うこと。
2. 安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレータ

一の人材育成に関する制度や、民間事業者の機械の保有及び更新を支援する制度を創設すること。

3. 道県が保有する除雪機械の増強に要する国庫補助予算の確保に向けて、必要な財源措置を講ずること。

4. 平成26年2月に関東甲信地方を襲った記録的豪雪被害の教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり、除雪機の輸送方法の研究と必要な訓練等を検討すること。

次世代自動車の普及促進に向けた 充電インフラ整備等の推進について

低炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減は重要な課題となっています。

このため、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大のための補助制度の充実、充電インフラの整備など、総合的な取組が求められます。

今後、環境意識の高まり等により、次世代自動車は着実に伸びていくものと見込まれることから、国においては充電設備の設置者の負担を軽減する補助制度の継続など息の長い取組が必要です。

1. 充電インフラの整備促進

充電インフラの整備のための国の補助制度について、その延長を図ること。

また、高速道路における充電インフラの整備については、国の主導で早期に普及を図ること。

社会資本総合整備事業における 「雪国ゼロ国制度」の創設について

積雪寒冷地においては、積雪による施工期間の制約に加え、日照時間や除雪作業の影響により冬季の施工時間が減少することなどから、比較的天候が安定している第一四半期の工事を増やすことが重要となります。

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）は、地方自治体が社会資本整備の推進を図る上で大きな役割を担っていますが、予算内示から交付申請、交付決定の手続を経ると、工事契約は6月以降となることが多く、工事施工に最も適した時期を逸してしまうなど、効率的に施工する上での課題となっています。

このため、積雪寒冷地の実情を踏まえ、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業のゼロ国債と同様に、年度を跨いだ事業執行が可能となるように、雪国向けのゼロ国制度を新たに創設することが必要であるため、次のとおり提言します。

1. 「雪国ゼロ国制度」の創設

積雪寒冷地における社会資本整備を効率的に行うためには、雪解け直後の工事着工を促進することが重要であり、国土交通省の社会資本総合整備事業において、予算年度の前年度中に発注が可能となるように「雪国ゼロ国制度」を創設すること。

地域医療の確保について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・小児・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・小児・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担う公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図るとともに、地域医療の確保に必要な財政措置及び保健医療サービス提供の根幹を担う人材の確保・育成支援のため、次のとおり提言します。

1. 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、臨床研修医の募集に係る地域枠・診療科枠の設定による全国的な配置調整や保険医に対する医療過少地域医療機関への勤務の義務付けなどを盛り込んだ総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定し、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行すること。

2. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

公立病院等の運営に配慮し、地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営についての評価を充実すること。

3. 新たな財政支援制度における財源の配分

新たな財政支援制度における財源の配分に当たっては、深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえた配分方法とするとともに、財政事情に配慮し、

地方消費税増収分を超える財源を確実に措置すること。

また、地域の実情に応じ、弾力的に基金を運用できるよう、計画変更などの手続きを簡略化すること。

4. 医療提供体制推進事業費補助金の確保

救急医療、周産期・小児医療等、地域の医療提供体制の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金は、平成 23 年度以降、計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、同補助金の予算を十分に確保すること。

5. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするとともに、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

また、こうした医師養成数の増に伴う施設整備や指導教員の増に対する財政支援を拡充すること。

6. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

7. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

8. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を

充実すること。

9. 総合診療医の養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合診療医が地域で育成され、地域に定着する仕組みの構築について必要な措置を講ずること。

10. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

11. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成26年4月に施行された臨床研修制度の見直しでは、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、地方の医師不足の解消につながる定員配分を速やかに実施すること。

また、2年以上研修医の受入実績のない臨床研修病院の指定取消しについては、医師不足道県の実情に配慮し、引き続き柔軟な対応とすること。

総合的な少子化対策の推進について

少子化の進行は、過疎化、高齢化等による地域活力の低下や経済成長の停滞、年金、医療、介護などの社会保障制度の不安定化などへの影響が懸念され、少子化対策は喫緊かつ重大な課題となっております。そのため、国においては、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備や、男女がともに働きやすく仕事と家庭生活等が両立できる職場環境づくりを進めるとともに、合計特殊出生率が低い首都圏等への人口集中を緩和するなど、総合的な取組みを一層推進する必要があります。

内閣府が立ち上げた「少子化危機突破タスクフォース」の提言を受け、平成25年度政府補正予算において「地域少子化対策強化交付金」及び「地域女性活躍加速化交付金」が創設されたところではありますが、少子化対策は短期間で成果が現れるものではなく、地方独自の取組みに対する国の継続的な財政支援が必要となります。

このような状況から、国においても総合的に取り組むとともに、地方と一体となった取組みがなされるよう、次のとおり提言します。

1. 地域がそれぞれの実情に応じ、創意工夫して取り組む少子化対策を後押しするため、自由度の高い基金等による継続的な財政支援を行うこと
2. 結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”について前向きな意識を醸成するポジティブキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発など、国が主体となった対策を講じること
3. 公共施設等について、授乳スペースや案内表示など、ハード・ソフト両面から、子育て家庭にやさしい環境整備(子育てバリアフリー)を推進すること
4. 多子世帯に対する保育料軽減措置について同時入所要件を撤廃するなど、子育て世代等の実情に応じた経済的負担の軽減を図ること

高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について

教育は、これからの日本の将来を担う人材づくりの基礎であるとともに、特に、東日本大震災の被災県においては、被災者支援や災害復旧活動に最優先で取り組んでいる中、保護者の経済的負担が増加することとなれば、教育の機会均等が後退し、ひいては、復興を妨げるおそれがあります。

全ての意志ある生徒が安心して学業に打ち込めるよう、奨学金制度の拡充に向け、貸付金の原資となる財源を安定的かつ十分に措置するとともに、今般創設された奨学のための給付金の見直しについて、次のとおり提言します。

1. 高校生修学支援基金事業の延長等

高校生修学支援基金事業について、平成 27 年度以降も継続できるよう、基金の設置時限を延長するとともに、引き続き安定的に運営ができるよう、必要な財政支援を行うこと。

また、基金をより有効に活用できるよう、取り崩し要件を緩和すること。

2. 奨学のための給付金の見直し

平成 26 年度に奨学のための給付金国庫補助制度が創設されたが、事務費も含め、全額国庫負担による制度とすること。

また、現行の制度では、第 1 子と第 2 子以降の国庫補助単価に大きな隔りがあることから、第 2 子以降の額と同額とすること。

再生可能エネルギー熱を活用した 融雪設備等への財政支援について

高齢化が進行する中であって、豪雪地帯を抱える北海道・東北地方においては、冬期間の除排雪が住民の大きな負担となっており、地域における融雪システム等の導入を進めていくことが必要です。

その導入にあたっては、豊かな森林資源に由来する木質バイオマスなど再生可能エネルギーを活用することにより、除排雪の負担を軽減するとともに、地域の雇用を創出し、産業振興や地域の活性化につなげていくことが重要です。

現行制度として、政府は「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」等により、地中熱やバイオマス熱などを活用した冷暖房設備等の導入に補助を行っています。

しかし、再生可能エネルギーによる熱を利用した融雪システムなど、面的に広がりのある熱供給事業は、建物単位による熱供給と比較して熱発生装置の規模も大きく、配管等を広範に敷設する必要があるため、初期投資が多大となるほか、融雪システムの稼動は冬期間に限定されるため、年間を通じた事業採算性の確保が難しくなっています。

このような状況から、次のとおり提言します。

1. 木質バイオマス熱などの再生可能エネルギーを活用した地域熱供給に対する支援について、豪雪地帯における冬期間の除排雪対策に位置づけられる取組みに係る補助金の上限や、補助率の引き上げ、必要な建屋整備の補助対象への追加など、補助制度を拡充すること

北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、戦後 68 年を経た今日もなおロシアに占拠され、また、当時島を追われた元島民の方々も既に半数以上が亡くなっており、存命の方の平均年齢も 79 歳を超えております。北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いです。よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 日ロ両国間においてこれまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、強力な対ロ外交交渉の推進を図ること。
2. 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育など青少年対策の一層の充実を図ること。
3. 北方領土隣接地域の振興等のため、公共事業等の北方領土隣接地域安定振興対策事業としての優先採択を図ること。また、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく基金の運用益が減少していることから、これを踏まえた財政支援の充実強化を図ること。
4. 四島交流事業（ビザなし交流）、北方墓参事業及び自由訪問事業を効率的に実施するため、実施団体への支援措置の強化とともに、元島民の高齢化を踏まえ訪問先に応じた出入域手続箇所の複数化を図ること。

拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題については、平成14年に5名の拉致被害者が帰国し、その後、平成16年にそのご家族が帰国されて以降、新たな帰国者がいないまま10年が経過しようとしています。高齢化が進むご家族の中には、残念ながら再会が果たせないまま帰らぬ人となった方々もいらっしゃいます。

このような状況の中、本年7月1日の日朝実務者協議を経て、北朝鮮は特別調査委員会を設置して調査に着手し、日本政府は独自制裁措置の一部を解除いたしました。6年ぶりに拉致問題が解決に向けて動き出すことになり、拉致被害者のご家族はもとより、我が国民の拉致問題解決への期待は高まっております。

拉致問題の一刻も早い解決は国民すべての願いであり、関心と期待が高まっているこの機会を捉え、国においては、次の事項について適切な措置を講じるよう提言します。

1. 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、調査の実効性をしっかりと確保し、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現させること。
2. 北朝鮮との協議に当たっては北朝鮮側のペースで進むことなく毅然とした姿勢を貫き、今後の制裁措置の見直しについては、調査の進捗状況など拉致問題の解決に向けた進展を見極め適切に判断すること。

また、万景峰号については、拉致被害者が帰国されるまでは、入港禁止措置を解除しないこと。

3. 北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすことはもとより、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。

あわせて、拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹

底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

4. 新たな帰国者が直面すると考えられる言葉や住居、医療・保健や生活相談、就職・就業の問題など様々な状況に適切な対応がなされるよう、必要な支援策の整備を進めること。

**東日本大震災からの復興、
災害に強い国づくりに向けた
提 言**

東日本大震災からの復興、 災害に強い国づくりに向けた提言

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から既に3年4か月が経過しましたが、被災地では、今なお約26万人もの被災者が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされるとともに、大津波によって壊滅した市街地・集落の再建や事業活動の復興についても、高台移転や二重債務問題など困難な課題が山積しており、進捗状況に遅れが見られるなど、依然として、厳しい状況に置かれています。

北海道東北地方知事会としては、発災一月後に、北海道・東北地方が心を一つにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、これまで7回にわたり、政府・与党に対して、被災された方々の生活再建支援をはじめ、復旧・復興に向けた強力な対策について重ねて要請を行って参りました。

被災地においては、住民生活の安全・安心を一日も早く取り戻すために、早期復興に向け懸命に取り組んでいますが、財政面やマンパワー不足等多くの課題に直面しており、更に東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害によって生じた放射性物質による環境汚染や健康不安、農林水産物や観光等に対する風評被害、県境を越えた広域避難の長期化など様々な影響が東日本のみならず全国に及んでいるところです。

このような状況を踏まえ、復興の象徴となるプロジェクトの推進をはじめ、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や、原子力災害からの安全・安心の確保を求めるとともに、この度の大地震を踏まえた防災体制の強化、災害に備えた広域的高速交通ネットワークや公共インフラの整備など、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいただくことを、強く要請するものです。

1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立

東日本大震災による被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、今後、更に地域の実態に即した取組を可及的速やかに進めていかななくてはなりません。

については、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、また、北海道・東北地方全体の復興に向けて、主体的に取り組んでいけるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 平成 27 年度以降における財政支援の継続等

震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額など、通常より手厚い財政支援措置が講じられているところであるが、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が必要であることから、現在の財政支援を可能な限り拡充の上、平成 27 年度以降においても継続して実施することとし、現在のところ平成 27 年度までとされている国の集中復興期間の平成 28 年度以降における延長と手厚い財政支援措置の継続について、国として早期に方針を示し、復興への歩みを磐石にすること。

①被災自治体の財政にとって国の直轄事業への負担金は、過重な負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、平成 27 年度以降も全面的な財政措置を講ずること。

また、各種災害復旧事業等の国庫補助事業の地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分なども、過重負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること。

②平成 23 年度に創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益である。平成 24 年度東日本大震災復興特別会計補正予算において、津波被災地域における住民の定着促進を図るための震災復興特別交付税が増額されたところであるが、

住民の定着には、住宅の再建とともに、「なりわい」の再生が不可欠であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の振興に向けた事業等に活用できるよう、追加的な財源措置を行うこと。

- ③避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。
- ④東日本大震災に関連する復旧・復興事業は、当該年度内に終了しない場合、翌年度に予算を明許繰越とし、事業執行を行っているところであるが、マンパワー不足のほか、用地取得の難航や資材不足等の課題の発生により、明許繰越年度内での完了が困難と見込まれることから、被災地における事故繰越手続について、簡素化の措置を継続すること。

また、復興事業のうち平成 26 年度に事故繰越をした予算について、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化の継続又は基金化、それに伴う各種手続きの簡素化・弾力化に加え、現在と同様の財政支援措置を講じること。

(2) 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の制度継続と確実な予算措置を講ずるとともに、その柔軟な運用を図ること。

- ①複数年度にわたる復興事業については、必要な期間の交付金を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に十分に対応できる予算を確保すること。
- ②基幹事業と関連し、用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、事実上、対象となる事業が限られていることから、対象事業を拡大すること。

また、一括配分について、事業着手前に担当省庁へ用途内訳書を提出する必要がある、事実上の事前同意と変わらない仕組みとなっているため、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、用途内訳書については、事業着手後の提出で足りる運用とすること。

- ③復興交付金は基幹事業として5省 40 事業を交付対象としているが、今

後の復興ステージにおいて必要な「なりわい」の再生に資する事業に対する支援が一部認められているものの部分的であるなど、被災地方公共団体が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、交付対象を拡大すること。

また、対象となっている事業については、それぞれの地方公共団体が地域の実情を踏まえて必要額を要望しているものであることに鑑み、所要額を確実に交付すること。

- ④復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金(復興)」・「農山漁村地域整備交付金(復興枠)」等により確実な予算措置を図るとともに、これらの地方負担に対する財政措置等について、「復興交付金」と同等の財政支援を講ずること。
- ⑤交付金事業計画の申請手続については、第2回目の提出分から書類の簡素化・省力化が図られたところであるが、一層の事務負担の軽減措置を講ずること。

(3) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

農林業系副産物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が多量に発生していることから、円滑に処分を進めるため、ごみ焼却施設の設備改修や最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援を強化すること。

(4) 特定被災地方公共団体が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援

膨大な災害廃棄物等を短期間で処理した特定被災地方公共団体は、一般廃棄物処理施設の更新を含めた処理体制の再構築が急務となっていることから、循環型社会形成推進交付金(復興特会)による財政支援を継続すること。

(5) 東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現

①被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。

- ・ 税制上の特例措置が適用される特区について、申請者が立案したコ

ンセプトや設定した区域を十分に尊重し、柔軟な考え方や工夫を図ること。また、特例措置の期間についても、復興の進捗状況を踏まえ、延長すること。

- ・ 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制、手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。
- ・ 今後提案を予定している新たな特例措置の追加・充実などについても、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めるよう特段の配慮を行うこと。

②現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

(6) 復旧・復興に要する人的支援及び復興関連事業の業務委託の推進

被災地方公共団体においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業を実施することが求められており、任期付職員の採用などによる独自の職員採用や広域的な人的支援だけでは到底人員不足を補うことができず、現場で実務を担当する職員の更なる確保が引き続き必要不可欠なことから、全国の地方公共団体からの職員派遣に加え、国家公務員や独立行政法人、又は民間企業からの人的支援など、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること。

また、人的支援を実施する地方公共団体に対しては、厳しい財政状況や定員削減の中において、人的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、引き続き特段の配慮を行うこと。

併せて、職員の事務負担を軽減するため、復興関連事業の業務委託について、制度の確立を図ること。

(7) 教職員の確保に対する支援の継続

被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配措置を中・長期にわたり継続すること。

(8) 地域の実態に即した復興まちづくりの推進

防災集団移転促進事業について、市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地となっているが、これを移転促進区域内の全ての土地が対象となるよう緩和すること。

(9) 事業用地の円滑な確保の一層の加速化

「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 32 号）」を円滑に活用するため、制度運用についての説明会の開催等の必要な措置を講じるとともに、国と県との連携を一層強化すること。

また、復旧・復興事業の本格化に伴い、被災市町村ではマンパワーの不足、専門職員の不足が深刻な状況にあることから、司法書士の被災市町村への駐在派遣、用地加速化支援隊等による市町村支援を一層強化すること。

2 . 被災者の生活再建に向けた支援

東日本大震災により、被災者は、今もなお、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

(1) 被災者の生活支援にかかる財政支援の継続

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を行う事業については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金などを活用して実施しているが、これらの被災者の生活支援に関する各種事業について、平成 27 年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源の確保がなされるよう財政支援を継続すること。

(2) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援

建設した応急仮設住宅の経年劣化による点検を含めた補修や、集約化に際し必要となる居住環境整備に要する全ての経費を国庫負担とするよう災害救助法の対象経費を拡充するとともに、必要な財源の確保を行うこと。

また、応急仮設住宅の供与期間延長に伴い、民間賃貸住宅の再契約に対する貸主の不同意やプレハブ仮設住宅の集約化等により、入居者の責めに寄らず応急仮設住宅間で転居せざるを得ない場合が生じるが、その移転費用についても国による財政支援を行うこと。

さらに、応急仮設住宅の維持経費や用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に係る経費についても国による財政支援を行うこと。

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借り入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっているが、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立件数が低調に推移していることから、現行制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、その早期解決に向け、国による積極

的な支援を行うこと。

(4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じた災害公営住宅の整備を進めるため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと。

また、広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災住宅の再建や修繕が早期に図られるよう、被災者生活再建支援について、被災者生活再建支援基金ではなく国の特別の負担により、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲の拡大等に加え、震災復興特別交付税の地方財政措置等による更なる拡充を図ること。

(5) 心のケアの推進

東日本大震災の被災者の心のケア対策については、障害者自立支援対策臨時特例基金により岩手県、宮城県、福島県では平成 23 年度に心のケアセンターを設置したが、平成 25 年度からは「被災者の心のケア支援事業補助金」として単年度ごとの補助金に変更となった。

また、岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県については、設置期限が平成 26 年度までとなっている自殺対策緊急強化基金の活用により、避難されている被災者の心のケアを含む健康支援について協力することとされている。

さらに、子どもの心のケア等に対しては、平成 25 年度までは全ての都道府県において「安心こども基金」を活用して実施することができたが、平成 26 年度からは「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として東日本大震災復興特別会計へ組替された結果、多くの受入自治体が対象外となっている。

心のケアは長期的な取組が必要であることから、長期にわたる安定した財源の確保を図るとともに、県内・県外を問わず全ての避難者を対象とした施策を講ずること。

(6) 被保険者の負担軽減

① 国保・介護保険者及び後期高齢者医療広域連合等が実施する被災被保険

者に対する保険料（税）及び一部負担金（利用者負担）の減免措置に対し、平成 24 年 9 月末まで講じられていた特別の財政支援と同様の十分な財政措置を講ずること。

- ② 被災した国保被保険者の所得や資産価値の減耗による保険料（税）の賦課総額の減少に対する財政支援を講ずること。
- ③ 東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講ずること。

（7）広域避難者に対する生活支援の充実

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難先での生活が長期化していることから、不慣れな土地で生活する全ての避難者が安心して生活できるよう、住宅、保健、医療、福祉、就労・就学など、避難生活の安定や、帰郷に向けて、継続的かつ総合的な支援を行うとともに、受入自治体等が実施する支援事業に対し、所要の財政措置を講ずること。

また、国による被災者の生活再建に向けた支援情報の充実を図るとともに、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、避難者の所在地等を正確に把握できる全国的な仕組みを作るなど、被災者に関する情報把握のための財政措置やシステム開発などの抜本的な対策を講ずること。

（8）被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子どもたちの健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農林水産物の汚染や国内外における風評被害が発生するなど、北海道・東北地方全体の経済活動に大きな影響が生じました。

については、当該地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 農林水産業の復旧・復興支援

壊滅的な被害を受けた農林水産業の復興を促進し、生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めた全ての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を強化・継続することが必要であり、特に、地域の基幹産業である水産業については、漁業と流通・加工業を一体的に再生し、生産量の回復など早期の復興を図ることが必要であることから、次の措置を講ずること。

① 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や、水産業の復興を担う生産者の確保・育成、漁協等関係団体の事務所の新設整備、被災海域における放流種苗の確保、流通・加工業者の事業再開と失われた販路の回復を促進するための支援を継続すること。

特に、福島県では、原子力災害の影響により、漁船、共同利用施設、養殖施設、種苗生産施設の復旧が遅れていることから、生産活動の回復が果たされるまでの間、漁業生産基盤整備等に対する支援事業や、種苗放流支援事業を継続すること。

また、漁場のガレキ撤去や将来にわたる確実な処分についても全額国庫負担により継続的に支援すること。漁港や海岸保全施設等の早急な復旧に向けても継続的な支援を行うとともに、本格復旧前に新たに必要となった仮係留施設等についても全額国庫負担により支援の対象とするこ

と。

更に、国等の関係機関による技術者等の派遣など水産業の早期復興に向けた人的支援を継続・強化すること。

② 農業・農村の復旧・復興支援

農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援を継続するとともに、農業生産基盤の復旧・整備に伴い実施するガレキ混じり土の処理に要する費用について全面的な財政支援を行うこと。

また、共同利用施設の復旧や営農再開に必要な農業機械や資機材の導入、放射性物質の吸収抑制対策等を行うための東日本大震災農業生産対策交付金については、今年度の必要量に応じた補正予算措置を講ずるとともに、平成27年度以降も事業要望に合わせた十分な予算を確保し、更には被災地の実情を考慮した採択要件とすること。

③ 海岸防災林の復旧・整備

海岸防災林の復旧・整備については、完成まで長期間を要することから、成林するまでに要する経費も対象とするよう現在の補助事業を拡充し、十分な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税等の措置を継続すること。

また、海岸防災林の復旧・整備に向けた人的支援を継続すること。

④ 被災農林水産業者の二重債務問題の解消

被災農林水産業者等が不安なく農林水産業の再生に取り組めるよう、既往債務の借換条件の緩和など二重債務解消のための特別な措置を講ずること。

⑤ 農林水産業の6次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から農林水産業の加工・販売、地域資源を活かした産業創出などの6次産業化を通じ新たな雇用、所得を創出することが喫緊の課題となっていることから、6次産業事業体の取組に対し出資、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

特に被災地に対しては、全国一律の制度とせず、出資比率の優遇など特別な対策を取ること。

(2) 「復興特区」等による産業集積支援

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展

開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講ずること。

① 「復興特区」による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した復興産業集積区域について、区域及び業種の追加に当たっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること。

また、復興特区における税制上の特例措置の期間の延長及び適用要件の緩和についても、被災地の声を十分に反映し、改善すること。

② 企業立地に対する支援

津波被災地域等の復興を促進するために創設された津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地域の企業立地と雇用創出にとって大きな効果があることから、平成 27 年度においても基金の積み増しを行うとともに、本補助制度の期間を 10 年間とすること。

併せて、新たな工業用地整備及び工場用地への光回線等の通信インフラ整備に対する支援措置を創設すること。

(3) 被災企業等への支援策の拡充

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、地域経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講ずること。

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと。

① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災自治体の復興計画が大きく影響するところであり、土地のかさ上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、平成 27 年度以降も引き続き事業実施を継続することや手続簡素化の措置の継続及び繰越年度内に完了しない場合の再交付に必要な予算の再予算化の継続又は各県での基金化を認めるとともに、小規模・零細企業も採択されやすいよう要件

緩和や、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと。

② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

沿岸部の商工会等及び事業協同組合等についても、移転先の目処が立たないなどの理由により、事業着手までに相当の時間を要することから中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を継続して実施すること。

なお、商工会等施設復旧事業については、避難指示区域等に所在する商工会等が、避難指示区域等の設定が解除され次第、率先して地元に戻り中小企業等の事業再開支援ができるよう、その実施期間及び予算の十分な確保に特段の配慮を行うこと。

③ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

上記①、②において、当該補助金の自己負担部分に利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、需要に応じて必要な予算措置を行うこと。

④ 金融支援の継続

被災企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成 27 年度以降においても継続するなど被災企業が資金繰りに支障を来さないよう対策を講ずること。

⑤ J S T 復興促進プログラムの継続・拡充

東日本大震災からの復興支援を目的として設置された独立行政法人科学技術振興機構 J S T 復興促進センターにおいて、「J S T 復興促進プログラム」が実施されているが、被災地企業の復興の取組はこれから本格化することから、中長期に渡る継続的な支援が必要である。

このため、平成 27 年度以降も、同センターを継続して設置するとともに、産学連携による共同研究開発支援制度を継続・拡充すること。

(4) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

① 雇用復興推進事業の要件緩和等

「雇用復興推進事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図ること。

② 新卒者に対する就職支援の継続

地元就職を希望する新規高卒予定者の厳しい就職環境を踏まえ、求人の確保・拡大や被災地に考慮したきめ細かな就職支援を継続すること。

③ 被災者雇用開発助成金の要件緩和

「被災者雇用開発助成金」に係る要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者すべてを対象労働者とする事。

(5) 観光復興に向けた支援策の拡充

① 震災や放射性物質による風評の払拭に向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備など、総合的な支援措置を講ずること。

② 被災地などの観光地へ外国人旅行者を増加させるため、北海道・東北地方が一丸となって安全・安心や隣県と連携した旅行コースをPRし、当地方への訪日外国人の誘客に取り組むため、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を被災三県（岩手県、宮城県、福島県）のみならず、北海道、青森県、秋田県、山形県及び新潟県の各道県に拡大すること。

4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受け、震災から3年が経過した現在も一部路線で運休や暫定ダイヤ等による運行（航）が続いているほか、被災や利用者の減少により公共交通事業者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

また、地震及びこれに伴う大津波は、沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらし、産業活動の全てが甚大な被害を受けたことから、住民生活の安全、安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、公共施設の早期復旧や整備を図る必要があります。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラをはじめとした、地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興が不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

（1）被災したJR各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したJR各線は、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされているところであり、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧と早期運行再開に向けて必要な指導・助言を行うこと。特に、JR常磐線の避難指示区域内での復旧については、原子力政策を推進してきた国が責任をもって、財源措置を含めて全線復旧を確実に促進すること。

また、復旧にあたりルート変更などが必要となる場合は、原状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援すること。

（2）復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進及び国庫支出金交付

率かさ上げ

今回の大震災において、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等をはじめとする高規格幹線道路網が「命の道」として重要な役割を果たしたところであり、三陸縦貫自動車道を含む三陸沿岸道路や、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線、みやぎ県北高速幹線道路及び相馬福島道路は復興のリーディングプロジェクトとして加速的に整備することとなったことから、高規格幹線道路を含む広域道路網の整備について、引き続き整備を促進するため、事業の予算と財源の確保を図るとともに、補助事業の国庫支出金交付率のかさ上げなど、被災県財政の負担を軽減する措置を講ずること。

(3) 災害に強い交通ネットワークの整備の促進

被災地域と避難先や内陸部後方支援拠点基地等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、復興交付金で措置されない事業については社会資本整備総合交付金（復興）で採択するとともに、予算枠を拡大し、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

(4) 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続

被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助金については、被災市町が進める高台移転等による新たなまちづくりと歩調を合わせて再興を予定している施設や原発事故により避難先での仮設施設の建設を考えている施設もあり、復旧完了までに相当の時間がかかることから、全ての施設の復旧工事が完了するまで、必要な時期に資材価格等の高騰にも対応した補助が確実に受けられるよう予算措置を図り、補助を継続すること。

(5) 医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域におけるまちづくりとの整合を図る必要があるが、高台移転や土地のかさ上げなど、まちづくりが長期にわたる状況となっていることから、復興計画期間を通じて十分な財源を確保するため、地域医療再生基金の設置期間の延長に関して柔軟な取扱いとすること。

労務費や建設資材の高騰が、入札不調など復興事業の進捗に影響を及ぼ

しているため、建設コストの高騰に対応した財政支援を継続・拡充すること。

(6) 公立学校施設の災害復旧に係る財政支援の拡充等

津波により被災した公立学校施設の新築移転復旧の妥当性については、法令等に照らして個別に判断することとされているが、津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から移転をし、新築復旧する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とすること。

また、平成26年2月に津波被害により高台移転を予定している学校等について、被災地でも人件費や建築資材の上昇による建設工事価格の上昇に対応した新築復旧単価の見直しが行われたが、引き続き上昇傾向にあることから、今後も被災地の状況に応じ、適時適切な財政支援措置を講ずることにより地方の超過負担が生じることのないよう配慮すること。

(7) 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

津波や原発事故により被災した社会教育施設の一部は、現地再建が困難であり、移転場所の選定作業を含めた復旧完了までに時間がかかることから、平成27年度以降も全ての施設の復旧工事が完了するまで人件費や資材価格の上昇等に対応した予算措置を図り、公立社会教育施設災害復旧補助金の交付を継続すること。

5 . 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壌等の汚染、更には製造業や商業・観光業等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い原子力災害の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所においては、事故の完全収束に向け、汚染水全体の処理対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って安全かつ着実に進めること。

特に、喫緊の課題である汚染水問題については、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」に示された方針や予防的・重層的な対策に、国が国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。

また、東京電力に対しては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講ずるよう求めるとともに、その取組に対する指導監督を徹底すること。

- (2) 汚染水対策を含む同発電所の廃止措置に向けた取組については、タンクからの汚染水漏えいや使用済燃料プールの冷却一時停止などのトラブルが依然発生していることを踏まえ、仮設や恒久化されたものも含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化、今後の廃炉作業を支える、現場を管理できる人材の計画的な確保・育成等を東京電力に求めるとともに、これらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

加えて、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように国として万全の対策を講ずること。

(3) 地下水バイパスについては、地下水の排出に当たっての分析精度の確保と排出に係る運用目標の遵守が確実になされるよう監視を徹底すること。

また、地下水の分析状況や海域モニタリングの実施状況について国内外へ正しく情報提供するなど、風評対策に万全を期すこと。

(4) 環境中に放出された放射性物質の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施するとともに、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等に関して科学的根拠に基づいた正確な情報を、国内外へ迅速かつ分かりやすく公表し説明すること。

また、森林の空間線量率、森林土壌・立木の汚染状況について、詳細かつ継続的に調査して汚染の実態を明らかにするとともに、調査により明らかとなった森林及び立木の汚染状況に応じた森林除染や立木利用の基準を早急に示すこと。

更に、林野火災による放射性物質の再拡散について調査・研究し、必要な対策を実施すること。

加えて、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費、賠償請求のための事務費を含め全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払うこと。

(5) 食品中の放射性物質の基準値について、国民が正しく理解できるよう、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を講ずること。

また、中古車をはじめとした工業製品等個々の放射線量の規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行うとともに、業界への指導や基準値を超える製品の回収・損失補償など適切な対応を講ずること。

(6) 出荷が制限されている全ての品目について、具体的な解除要件や解除に向けた手法を明示すること。特に、野生の山菜、きのこについては、採取可能な時期が限られていることに加え、検体量確保が困難であることなど

から、地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえ、より現実的な解除要件とするなど、柔軟に対応すること。

また、野生鳥獣の肉については、解除要件である全市町村で3検体以上の確保は現実的に不可能であり、部分解除等を含め、より実態に即したものとすること。

(7) 放射性物質の除染については、生活や生産活動が再開できるよう、生活環境や公共インフラはもとより農地や農業用ダム・ため池及び森林に至るまで迅速かつ着実に行うこと。

特に、避難解除等区域等において住民の帰還に向けた環境を整備するためには、除染特別地域における直轄除染とインフラ復旧等を迅速かつ計画的に進める必要があることから、国は災害復旧事業等に先行した除染を実施すること。

農業用ダム・ため池の対策については、被ばく低減を目的とした除染事業と、営農再開・復興を目的とした福島再生加速化交付金事業の2本立てとなったことから、その区分を明確にし、着実に推進できる体制を構築すること。

また、森林の除染については、対象区域の拡大や、森林内の放射性物質の動態変化に即した新たな除染方法の追加など、地域の実情に応じた森林除染の方針を速やかに決定するとともに、実施に関するロードマップを早急に示すこと。なお、森林整備と放射性物質の低減対策を一体的に実施する「森林・林業再生対策」については、事業実施に長い年月を要することから、継続的に予算を確保すること。

更に、除染に伴い毀損した財物の原状回復費用を補償するとともに、除染に要する費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

加えて、放射性物質に汚染された道路側溝汚泥の処分を推進するため、具体的かつ効果的な撤去及び処理方法を提示すること。また、除染に伴って生じる除去土壌等について、仮置場や一時保管場所から搬出できるよう、最終処分の方針を早急に示すとともに、その最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう、国が責任を持って対応すること。

(8) 放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物（土砂、土壌等を含む。）などの廃棄物等の処分に関し、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物等については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。

また、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は通常の処分が可能とされているものの、処分場周辺の住民等の理解が得られないなど処分できない状況にあるとともに、暫定許容値以下であり流通利用が可能な下水汚泥や堆肥・樹皮等にあっても流通が滞留していることから、国の責任の下、実効性のある処理対策を講ずること。

なお、これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、今後発生するものも含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

(9) 畦畔草や果樹せん定枝などの野焼きについては、周辺地域への生活環境に与える影響が軽微であるとして廃棄物処理法第 16 条の 2 第 3 号で例外的に認められているが、放射性物質に汚染された畦畔草や果樹せん定枝などについて、引き続き野外焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

6. 原子力災害による避難者への支援と風評被害対策、損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、今なお多くの被災者がふるさとを離れた避難生活を余儀なくされ、将来に大きな不安を抱えている状況にあります。

また、農林水産物の出荷制限指示等による損害、更には農林水産業、製造業、観光業などにおける風評被害、精神的損害、従業員の就業不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした避難者への支援や風評被害対策、損害の賠償をはじめとした原子力災害からの復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として責任を持って対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

- (1) 避難者が安心して生活できるよう、希望の持てる施策と今後の見通しを明確に示した上で、生活支援や絆の維持等のための取組の充実を図るとともに、生活再建に必要な財政支援を行うこと。

特に、避難先における保健・医療・福祉サービスが不足している現状を踏まえ、避難者が避難先において必要なサービスを受けることができるよう、医療・福祉施設の充実や医療従事者の確保などに対し適切な支援を行うこと。

また、県境を越えた広域避難が長期化している避難者の厳しい生活状況を踏まえ、避難者向け借上住宅の住み替えに対する災害救助法の柔軟な運用や高速道路無料措置の延長、心のケア、子どもたちの健全育成に向けた子育て支援の強化など、避難者の生活支援の充実のみならず生活環境の整備とともにすべての避難者が生活再建できるよう、様々な選択肢の提示も含め、支援の充実を図ること。

更に、避難者支援を行う地方公共団体等に対し、必要な財政措置を行うこと。

- (2) 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること。

とりわけ外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対して、随時、正確な情報を発信するとともに、査証（ビザ）発給条件の更なる緩和等海外からの誘客促進につながる取組を行うこと。

また、原子力発電所事故の影響に係る農林水産物等の信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、WTOなど国際機関の活用も含め、過剰な反応の抑制や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現及び輸出促進のための取組を強化すること。加えて、これらの状況などについて、これまで国から説明が少なく、見通しが不透明であり事業者の不安が募る一方であることから、まずは国において、取組状況及び関係国の反応を関係道県に対してしっかりと説明し、これを継続して行うこと。

更に、道県や市町村、事業者等が実施する観光誘客事業や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などの風評被害対策事業に対する支援を充実すること。

(3) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう東京電力を指導すること。

また、被害者に多大な負担を強いている被害額確定までの審査事務等の改善についても東京電力を指導すること。

更に、国策として原子力事業を推進してきた経緯や損害賠償が円滑に進んでいない現状を踏まえ、原子力損害賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。

財物損害に対する賠償において、未だに示されていない山林や墓地等の賠償基準を国が前面に出て早急に示すこと。

あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会において指針に早急に明記すること。

地方公共団体の損害に係る賠償について、住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びそれらに係る人件費等についても、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。

消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう指導すること。

東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象製品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

(4) 原子力発電所の事故による災害という特殊な諸事情に鑑み、避難解除等区域等の復興・再生、健康上の不安の解消など安全・安心に暮らせる生活環境の実現、産業の回復、新産業の創出等の地域の復興・再生に不可欠な事業を実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

(5) 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（通称「子ども・被災者支援法」）の基本方針については、地域の実情や地域住民の意向等を踏まえ適時見直すこと。

また、被災者生活支援等施策の推進に当たっては、被災者の実情等を踏まえた上で健康や医療の確保、子育て支援、住宅の確保など個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的負担が生じることのないよう、継続的に、必要かつ十分な財源措置を講ずること。また、原子力災害の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、迅速かつ柔軟に対応すること。

(6) 住民の長期にわたる健康の維持・増進を図るため、独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している市町村があることから、これらの市町村のホールボディカウンター導入・運用等に係る経費に対する財政措置を講ずること。

(7) 避難地域の復旧・復興に向け、「避難解除等区域復興再生計画」に位置づけた、道路等の広域インフラの整備を早急に進めるべく、社会資本整備総合交付金（復興）等復興予算の拡充・継続による必要な財源の確保など、特段の配慮をすること。

(8) 原子力発電所の長期運転停止や廃炉による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を踏まえ、自治体が独自の産業・雇用対策を実施するための新たな交付金制度の創設など、適切な経済対策を早急に実施すること。

7. 大震災を踏まえた防災体制の強化

我が国の防災体制については、甚大な被害を受けた東日本大震災の経験を踏まえ、被災地域のみならず国全体として、見直しや再構築を行うことが重要です。

また、原子力防災については、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因を徹底的に究明し、検証の結果を踏まえた上で、十分な対策を講ずる必要があることから、次の事項について強く要望します。

(1) 政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた早急な見直しと地震・津波観測体制の充実・強化、大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の更なる見直しを実施すること。

(2) 甚大で広範囲な津波被害を想定した防潮堤、海岸防災林等の防災施設、避難路や多重防御を目的とした二線堤、防災行政無線等のハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置を講ずること。

特に漁港区域内に相当の延長で存在する防潮堤未整備区間の解消は、十分な津波防護効果を発揮するために必要不可欠であることから、平成 26 年度の国の予算で計上された地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」については、平成 27 年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保すること。

併せて、新たな想定津波に対応する防潮堤における市街地の膨大な数の陸閘の一元的な制御等の高度管理システムの運用に対する財政措置を講ずること。

(3) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や、支援物資の緊急輸送など、万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路については、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備と適切な維持を行うこと。

(4) 政府備蓄米には、災害支援用として供給する仕組みがあるにもかかわらず、この度の震災では活用されなかった反省を踏まえ、迅速に被災地等へ供給できるよう見直すこと。

(5) 災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置の継続及び拡充を図るとともに、市町村が福祉避難所を指定するために必要な施設のバリアフリー化や設備整備、物資の備蓄等に対する財政措置を講ずること。

併せて、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料及び要配慮者に配慮した「特定用途食品」等の確保体制を構築すること。

(6) 大規模災害時において応援部隊の活動拠点、援助物資の搬出入拠点等となる広域防災拠点の整備に対し、全面的な財政支援を行うこと。

また、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアについては、道の駅も含めて、運転手の休憩施設としての機能に加え、自家発電や防災用の備蓄倉庫の整備等、防災機能を併せ持った避難施設として活用することが非常に重要であるため、沿岸地方公共団体の復興まちづくり計画や地域防災計画を踏まえ、防災拠点として既存のパーキングエリアやサービスエリアを活用するほか、新たな施設整備を行うこと。

(7) 中核的な広域防災拠点の整備

広域災害時に救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる広域防災機能と、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の代替機能を併せ持った拠点施設を、国の責任において首都圏から近い東北地方に整備すること。

(8) 災害時に避難所や福祉避難所において、被災地方公共団体の要請を受けて派遣された社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師など福祉・介護等の専門職員が行う、緊急に必要な介護等の支援の把握・

調整、良好な避難環境の整備・調整、相談援助等の要配慮者に対する支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置づけること。

また、避難所等において、要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、国において当該チームなどを含む専門職員の派遣調整システムを早急に構築すること。

(9) 水道施設など日常生活に不可欠なライフラインについては、耐震化を早急に進めるため、補助対象を拡大するとともに、十分な財政措置を講ずること。

(10) 学校施設の耐震化促進に係る財政支援等の拡充を図ること。

特に、私立学校施設の耐震化については、公立小・中学校に比べて国からの支援が十分なものとなっていないことから、補助率を上げるなど、施設整備に係る助成制度の充実を図ること。

また、県独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講ずること。

(11) 省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。

(12) 現行の法体系では、応援に要した費用は被災した地方公共団体が負担することとなっているため、被災した地方公共団体が応援の要請をためらう要因となっていることから、広域応援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度とすること。

(13) 広域避難体制について、発災直後から、住民、地域、医療機関、福祉施設、民間企業及び官公庁などの広域避難の調整が緊急に必要となる事態も想定し、これら住民・諸団体等の広域避難に対して、受入側の地方公共団

体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。

- (14) 災害救助法について、広域避難受入も想定し、期間制限や現物給付原則等の資金使途制限を撤廃するとともに、全額国庫負担とした上で、国への直接請求を可能とする制度とすること。
- (15) 避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や地方公共団体等の諸主体が実施する初動期段階の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったが、被災地や支援者が適切かつ速やかに対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止について法整備を行うこと。
- (16) 今後の大災害における被災リスクの最小化に向け、首都圏等に集中するデータセンターや生産拠点などの国内分散化を促進するための支援制度を拡充するとともに、首都行政機能の継続をはかるための代替拠点を全国に複数設けるなど、バックアップ体制の整備を加速すること。
- (17) 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）を想定した国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。
- (18) 緊急時対応における役割分担のあり方として、地方や民間の主体的な活動を原則としつつ、それに対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。
- (19) 全国各地におけるハード・ソフト対策を引き続き推進するため、事前防災・減災に資する事業について、確実な財源措置をすること。加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。
- (20) 広域応援・受援体制については、DMAT（災害派遣医療チーム）、

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、行政版 DMAT（被災経験自治体による支援チーム）など各種分野における支援組織の法制化等も含めて体制を構築すること。

(21) 原子力災害を含む複合災害対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応を可能とする体制を整備すること。

(22) 原子力防災対策の推進

① 原子力災害に備えた防災対策については、地域の実情を考慮した上で、原子力災害対策指針、防災基本計画等について不断の見直しを行い、最新の知見を反映させるとともに、地域防災計画の見直しや避難計画の策定に向けた支援を行うこと。

また、災害の特殊性に鑑み、原子力災害対策重点区域外も含め、放射性物質への防護機能を有する一時避難所や病院等への防護設備の整備、避難手段の確保等、実効性のある原子力防災対策が実施できるよう、全面的な支援と財政措置を講ずること。

② 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電所における万が一のシビアアクシデントに対応するため、高線量率の環境下において事故対応作業を実施するための関係法令を整備するとともに、国の責任において緊急時に原子炉を冷却する装備を持ち、自ら現場対応ができる部隊を設置すること。

③ 原子力規制委員会は、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、地方公共団体の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。また、規制基準適合性審査など原子力安全規制の取組状況や安全性については、原子力規制委員会が責任を持って、国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備

東日本大震災では、北海道各港や青森港及び日本海側の道路・空港・港湾等の公共インフラが、甚大な被害を受けた太平洋側の代替機能を担い、復旧・復興支援や東北地方の生活・経済活動維持のために重要な役割を果たしました。

しかしながら、北海道・東北地方においては、太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」のネットワークが脆弱であるため、その役割を十分に発揮できていない状況にあります。

また、地球規模での経済活動・社会交流が進展する中で、特にアジアの力強い経済成長を我が国経済に取り込むためにも、日本海側と太平洋側を格子状に結ぶ災害に強い高速交通ネットワークの構築や空港・港湾施設等の機能強化が求められています。

北海道・東北地方の持続的な発展、更には、大規模災害時などに多重性（リダンダンシー）を確保する観点から、国の責任において、人・物の交流を活性化させ、各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備を早急に推進することを提言します。

(1) 必要な予算額を確保し、地方負担の軽減を図りつつ、北海道・東北地方の「縦軸」と「横軸」となる高規格幹線道路等のミッシングリンクを解消するなど、格子状骨格道路ネットワークの整備を加速すること。

併せて、大規模災害時に救急救命や物資の輸送で大きな役割を果たす高速道路については、最低でも4車線化すること。

(2) 国内外を結ぶ旅客・物資輸送ネットワークと大規模災害時における相互補完性を確保する観点から、地方航空路線の維持・拡充及び空港・港湾施設等の一層の機能強化を図ること。

(3) 地域内外を結ぶ鉄道ネットワークの強化と災害時における旅客・物資輸

送ルートを確保する観点から、新幹線の整備促進、在来線の高速化の促進や老朽化施設の更新など、安全・安定輸送の確保を図ること。

9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現

東日本大震災からの復興に、今後、長きにわたって取り組んでいくためには、住む者が希望と誇りを持ちながら前に進んでいくことができるよう、国内外から人や企業等を引き付け、雇用を生み、地域を活性化していくことが必要不可欠であり、北海道・東北地方においては、東北復興だけでなく、日本復興の象徴となりうるプロジェクトを提案し、あるいは構想しているところです。

については、これらプロジェクトを国家プロジェクトとして位置づけるとともに、強力に推進していくため、次の事項について強く要望します。

(1) 国際リニアコライダー（ILC）の実現

東北の北上山地が国内の建設候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、世界最先端の研究を行う多くの人材が集まる国際学術研究都市が形成され、精密実験を支える先端技術も集積するものであり、震災からの本格的な復興、更には日本再生に大きく寄与するものであることから、ILCの日本誘致に関する方針を明確にし、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるとともに、わが国が主導する国際プロジェクトとして進めるための国内体制を整えること。

(2) 沿岸被災地における地震・津波、防災研究の促進

震災からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくため、沿岸被災地をフィールドとした地震・津波発生メカニズム、防災に関する研究や人材育成、災害の記録や研究成果等の情報発信等に対する財政的支援を行うこと。

(3) 三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重

要であることから、長期間にわたる調査研究の実施、被災した研究機関等の復旧や研究教育施設の整備などに対する財政的支援を行うこと。

(4) 世界をリードする風力発電関連産業の集積

震災及び原子力災害からの復興に向け、東北地方を再生可能エネルギーの一大拠点とするためのシンボルとして、浮体式洋上風力発電実証研究を着実に実施し、世界をリードする浮体式洋上風力発電技術の実用化を目指すとともに、研究開発や試験評価を行う拠点を整備するなど、東北地方における風力発電関連産業の集積に取り組むこと。

(5) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた研究拠点の整備

北海道・東北地方は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、地域のポテンシャルに応じた利用促進を図るため、実証的機能を有する研究拠点を北海道・東北地方に整備すること。

(6) 放射光施設の整備

我が国が東日本大震災からの復興を果たすとともに、今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーなど広範な分野での研究・開発を強力に支援する放射光施設の整備が有効であり、かつ放射光施設の空白域である東北地方に当該施設を整備することは、顕在化している全国的な技術開発ニーズの研究や学術的な研究の促進にとどまらず、北海道・東北地方に立地する企業の潜在需要の掘り起こしに繋がることから、放射光施設の東北地方への整備について特段の配慮を行うこと。

(7) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催効果の波及

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツの振興をはじめ、食や観光などの豊富な資源の発信、事前合宿の誘致などを通じ、東日本大震災からの復興を加速し、その姿を世界に発信する絶好の機会である。

については、大会開催による様々な効果を被災3県はもとより、北海道・

東北地域全体に波及するよう、事前合宿誘致やスポーツ・文化の振興、観光振興や国際交流の促進など、地域の多様な取組に対し積極的な支援を行うこと。

10. 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が開始され、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する北海道・東北地方においても、発電設備の導入に向けた取組が活発化しています。

一方、導入に際して、環境アセスメントに係る規制が障壁となったり、蓄電池などの安定化対策や容量の面で系統が十分ではなく再生可能エネルギー電気の受入れに制約があることが投資判断の妨げとなって導入が進まない事例もあります。

加えて、固定価格買取制度では、従前の補助制度を活用した場合に比べ、初期投資の負担が大きくなり、資金調達力の劣る地域の企業等の新規参入は難しくなっています。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、施行後3年間に事業者が受けるべき利潤に特に配慮する期間（プレミアム期間）としていますが、東日本大震災の被害の大きかった地域では、制度開始直後は、官民ともに復旧が最優先で、再生可能エネルギーの導入に十分に取り組める状況にありませんでした。一方、今後復興が本格化していく中で、再生可能エネルギーを導入しようとしても、プレミアム期間の終了に伴い、民間投資が進まないという事態が生じるおそれがあります。

更に、積雪寒冷地である北海道・東北地方においては、地中熱利用による暖冷房、融雪など熱エネルギーの利用を促進することも重要であるとともに、広い海岸線を持つ北海道・東北地方では海洋エネルギーの活用促進も重要です。

以上を踏まえ、次のとおり提言します。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る規制等を更に緩和すること。
- (2) 発電設備設置者の負担となっている系統までの費用負担を軽減できる措置を講ずること。

- (3) 多くの再生可能エネルギー電気を受け入れられるよう、国として蓄電池など系統連系の安定化対策に対する支援や北海道・東北地方における送電線の脆弱な地域の設備強化などの対策を講ずるとともに、災害時の安定供給の確保及びリスク分散の観点から、太平洋側に加え日本海側にも基幹となる送電設備を設置するなど、電力供給を複線化する措置を講ずること。
- (4) 風力発電や地熱発電等のようにリードタイムの長い発電事業の普及を進めるため、固定価格買取制度において、発電事業者が受けるべき利潤に特に配慮する期間（3年間）を、エネルギー種別ごとに、運用開始までに要する期間に応じて延長すること。また、震災の被害が大きい地域においては、復興の進捗状況に配慮した期間の延長を行うこと。
- (5) 非常時における避難住民の受入れや、地域住民の生活等に不可欠な都市機能の維持を担う庁舎、病院、学校、消防、集会所など防災拠点への再生可能エネルギー導入を進める「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金」について、被災市町村の復興まちづくりの進捗状況に応じ、事業期間を延長すること。また、平成28年度以降に復旧予定の施設や省エネ設備を補助対象とするなど、新たなニーズに対応できるよう、柔軟な制度への改善を図るとともに、基金の積み増しを行うこと。
- (6) 潮流・波力発電など、固定価格買取制度における海洋エネルギーの対象範囲の拡大を図るとともに、新しい開発が促進されるよう、実証関連設備の整備に対して支援を行うこと。
- (7) 地中熱や雪氷熱等の再生可能エネルギー熱についても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。
- (8) 地域の資本や企業の参入促進につながるよう、公的債務保証制度の創設等、金融面での支援策を講ずること。
- (9) 復興需要に対応した木材供給に伴い発生する端材や樹皮などを積極的に

利用することは、被災地の復興推進にもつながるものであり、木質をはじめとする未利用バイオマス資源の利用を促進するため、資源の収集から活用まで、総合的な支援に拡充すること。

- (10) 基幹産業である農林水産業の再生と太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入による災害に強いまちづくりを同時に進めるため、平成26年5月1日に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく取組を積極的に支援するなど、農山漁村における再生可能エネルギーの活用促進を積極的に進めること。

農業改革についての緊急要望

国では「攻めの農林水産業」を掲げ、平成25年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定され、その中の柱として再構築された「生産現場の強化」「多面的機能の維持発揮」等の政策が、平成26年度から実行に移されたところです。

更なる農業改革の取組として、平成26年5月22日の政府の規制改革会議において、①農業協同組合の見直し、②農業生産法人の見直し、③農業委員会等の見直しについて提言がなされました。

この提言を政府の日本経済再生本部の成長戦略へ反映するに当たっては、これまで農業協同組合等の関係団体・機関が担ってきた地域農業・農村の振興や農村地域の生活基盤を支える機能など、農業・農村全体の底上げに果たしてきた重要な役割を踏まえ、今後とも農業施策の円滑な実施と農村地域の経済の維持・発展に貢献する内容となることを期待するものです。

つきましては、北海道東北地方知事会として、次のことを提言します。

1. 農業改革に当たっては、農業協同組合等の関係団体等が果たす役割を踏まえつつ、中山間等地域の実情などにも配慮し、生産現場に混乱を来すことなく、農業者、農業団体、地域住民など関係者の意見を広く聞き、慎重に議論を尽くした上で、今後とも地域の農業・農村振興や食料供給等を通じた国民生活に十分な機能を果たすような見直しとなること。
2. 改革を推進するに当たっては、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、十分に配慮すること。

